

都立看護専門学校における学校評価に関する要綱

15 健医人第1719号	平成15年11月28日	医療政策部長決定
16 健医人第 556号	平成16年 5月31日	一部改正
18 福保医人第921号	平成18年 4月 1日	一部改正
19 福保医人第107号	平成19年 5月 8日	一部改正
21 福保医人第2402号	平成22年 3月19日	一部改正
31 福保医人第1103号	令和 元年 7月25日	一部改正

(目的)

第1 この要綱は、都立看護専門学校（以下「学校」という。）が、学校活動全般について自己改革を行うとともに、教育の質の向上を図り、もって学校における設置目的を達成するために行う学校評価について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学校評価の種類と定義)

第2 学校評価は、「自己評価」及び「学校関係者評価」とする。

1 自己評価

(1) 学生による教育方法と内容の評価（以下「学生による授業評価」という。）

ア 評価内容

学生による授業評価の評価内容は、以下によるものとする。

(ア) 担当教員（非常勤講師を含む。教員について、以下同じ。）の授業の進め方や授業内容の質等

(イ) 学生自身の授業への取組姿勢

イ 評価の実施

学生による授業評価の実施は、実施要領に定めるところによる。

ウ 評価者

学生による授業評価は、授業を受けた学生が行う。

(2) 教員による自己の教育方法と内容の評価（以下「教員による自己評価」という。）

ア 評価内容

教員による自己評価の評価内容は、以下によるものとする。

(ア) 授業の準備及び授業の実施結果等

(イ) 学生による授業評価の結果を踏まえた授業内容等の振り返り

イ 評価の実施

教員による自己評価の実施は、実施要領に定めるところによる。

ウ 評価者

教員による自己評価は、授業を行った教員が行う。

(3) 教員相互の授業参観とその後の検討（以下「相互評価」という。）

教員相互の授業参観とその後の検討会により実施する。評価の実施は、実施要領の定めるところによる。

(4) 全教職員による学校運営評価

ア 評価内容

学校運営評価の評価内容は、以下によるものとする。

- (ア) 学校経営
- (イ) 教育課程・教育活動
- (ウ) 入学・卒業対策
- (エ) 進路指導
- (オ) 学生生活への支援
- (カ) 管理運営・財政
- (キ) 施設設備
- (ク) 教職員の育成
- (ケ) 広報・地域活動
- (コ) その他、校長が必要と認める事項

イ 評価の実施

学校運営評価の実施は、毎年度末までに行う。

ウ 評価者

全教職員が評価を行う。

2 学校関係者評価

(1) 評価内容

学校関係者評価委員による学校関係者評価の評価内容は、以下によるものとする。

- ア 「自己評価」結果
- イ 施設確認
- ウ 教職員との意見交換
- エ 改善方策や取組状況

(2) 評価の実施

学校関係者評価の実施は、毎年度末までに行う。

(3) 評価者

校長が選任する複数の学外者を学校関係者評価委員とし、学校関係者評価委員が評価を行う。委員長は委員の中から選出する。

(4) 評価結果の報告

学校関係者評価委員長は、学校関係者評価結果を校長へ報告する。

(学校評価委員会の設置)

第3 学校評価を円滑に行うために、各学校に学校評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

1 構成

委員会は、校長を委員長とし、教職員の中から校長が指名する委員により構成する。

2 職務

- (1) 学校評価の企画立案、分析及び進行管理を行う。
- (2) 自己評価結果を踏まえた改善方策の検討を行う。
- (3) 学校関係者評価委員へ(2)の内容について報告する。
- (4) 自己評価結果及び学校関係者評価結果を医療政策部長へ報告する。
- (5) 自己評価結果及び学校関係者評価を公表する。

3 委員会の開催

委員会は、委員長が必要と認める時に開催する。

（学校評価委員会全体会の設置）

第4 都立看学全体における学校評価を円滑に行うために、学校評価委員会全体会（以下「全体会」という。）を設置する。

1 構成

全体会は、看護人材を担当する管理職を委員長とし、各学校長、その他委員長が必要と認める委員により構成する。

2 職務

全体会は、都立看学全体における学校評価の企画立案及び課題の整理を行う。

3 庶務

全体会に関する庶務は、医療人材課が行う。

4 全体会の開催

全体会は、委員長が必要と認める時に開催する。

（部会の設置）

第5 全体会の下に、必要に応じて部会を設置する。

1 構成

- (1) 全体会で選出した、代表者1名
- (2) 代表者の推薦する副校長1名
- (3) 代表者及び前号(2)の副校長の属する学校を除く学校から各1名

2 職務

- (1) 学校評価に関する課題の検討を行う。
- (2) 現場からの意見集約、分析を行う。

（その他）

第6 実施に関して必要な事項は、各学校長が実施要領で定める。

附則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。